○経済産業省令第三十七号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和五年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一　［略］ ［削る］ 二～六　［略］	（法第二十一条の十二に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十二の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一　［略］ 二　ヘリウム液化ガス施設及びその附属設備 三～七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、四一〇人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇二五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、六八一人	
合計	五九、五二〇人	

区分	定員	備考
本省	三九、三三二人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇二五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、六八一人	
合計	五九、四四二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年七月二十一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和五年九月三十日までの間においては、三九、四六七人とする。